

和歌山県警察識別章取扱要領の制定について（例規）

（最終改正：令和４年３月28日 務第48号）

和歌山県警察本部長から各所属長宛て

和歌山県警察官等の服制に関する規程（平成６年和歌山県警察本部訓令第11号。以下「服制に関する規程」という。）第３条の規定により、警察官が制服を着用して勤務する際は、識別章を着装することとしたことに伴い、和歌山県警察識別章取扱要領を別記のとおり定め、平成14年10月１日から実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

別記

和歌山県警察識別章取扱要領

1 目的

この要領は、識別章の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 番号標

(1) 番号標の表面

表面には、次により所属記号及び識別番号を記す。

ア 所属記号

警察本部及び警察学校は「WP」とし、警察署については、次表のとおりとする。

警察署名	所属記号	警察署名	所属記号
橋 本 警 察 署	WH	海 南 警 察 署	WK
かつらぎ警察署	WK	有田湯浅警察署	WA
岩 出 警 察 署	WI	御 坊 警 察 署	WG
和歌山東警察署	WH	田 辺 警 察 署	WT
和歌山西警察署	WN	白 浜 警 察 署	WS
和歌山北警察署	WK	新 宮 警 察 署	WS

イ 識別番号

警察本部、各警察署とも「101」から順次番号を付与する。ただし、所属記号が同じ記号になる警察署は、「101～」、「301～」、「501～」又は「701～」から順次番号を付与する。

警察署別に記す識別番号は、次表のとおりとなる。

警察署名	識別番号	警察署名	識別番号
橋 本 警 察 署	101～	海 南 警 察 署	301～
かつらぎ警察署	701～	有田湯浅警察署	101～
岩 出 警 察 署	101～	御 坊 警 察 署	101～
和歌山東警察署	301～	田 辺 警 察 署	101～
和歌山西警察署	101～	白 浜 警 察 署	101～
和歌山北警察署	101～	新 宮 警 察 署	301～

ウ 番号標の裏面

警察本部及び警察署とも、和歌山県警察と記す。

3 貸与事務

- (1) 識別章の貸与事務は、各所属長が行うものとする。
- (2) 所属長は、識別章貸与簿（別記様式）に必要事項を記入し、被貸与者に貸与するものとする。
- (3) 各警察官に付与する識別番号は、原則として階級の上位の者から、課、係等建制順に若い番号を付与して行うこと。

4 識別章貸与簿の写しの送付

所属長は、識別章貸与簿の写しを速やかに警務部警務課長に送付すること。
また、人事異動等により貸与換え等を行った場合も同様とする。

5 識別章取扱上の遵守事項

警察官は、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 識別章は、常に丁寧に取り扱い、亡失又は破損することのないようにすること。
- (2) 識別章は、理由のいかんを問わず他人に貸し、又はみだりに他人に預けたりしないこと。

6 亡失等に関する即報

- (1) 警察官は、識別章を亡失したときは、直ちにその状況を所属長に報告しなければならない。
- (2) 前項の報告を受けた所属長は、そのてん末を調査し、必要な措置をした上、警察本部長に即報しなければならない。

7 返納

所属長は、被貸与者が警察官の職を失ったとき、又は人事異動等により転出する場合は被貸与者から識別章を返納させ、これを保管するものとする。

8 貸与中止

所属長は、被貸与者が休職又は停職の処分を受けたときは、速やかに識別章を一時返納させ、その期間これを保管するものとする。

9 保管管理

所属長は、被貸与者から返納を受けた番号標及び予備の識別章の保管管理を徹底すること。

10 識別章を着装しないことができる場合の解釈

服制に関する規程第9条第1項に、警察官が識別章を着装しないことができる場合として

- 名札を着用しているとき。
- 看守勤務の警察官が留置施設において勤務するとき、又は護送勤務の警察官が護送用車両、検察庁若しくは裁判所において勤務するとき。
- 治安警備実施に従事するとき。

と規定しているが、識別章を着装している場合については、識別章の番号標の裏面を表示しても差し支えないものとする。

11 その他

この要領に定めるもののほか、識別章に関し必要な事項は、別に定める。

（別記様式省略）